

# 西宮市水道料金システム再構築業務に係るプロポーザル方式 業者選定実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、価格のみによる競争ではその目的及び内容にふさわしい受託者を選定できないと判断される西宮市水道料金システム再構築業務(以下「対象業務」という。)について、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において、最も適した業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めるものとする。

### (プロポーザル方式の定義)

第2条 この要綱においてプロポーザル方式とは、対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組体制等の提案を審査し、上下水道局にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を有する業者を選定する方法をいう。

### (審査委員会の設置)

第3条 当該業務の所管課長は、必要な事項を決定するため、対象業務に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」と言う。)を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 上下水道総括室長
- (2) 副委員長 業務課長
- (3) 委員 上下水道総務課長、経営管理課長、財務課長、水道計画課長、水道工務課担当課長(管路維持)、給水装置課長、浄水課長、財務課担当課長(情報管理)

3 委員長は、審査委員会を総理し、審査委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (事務局の設置)

第4条 委員長は、委員会の必要な事務の実施に際し、事務局を設置することができる。

2 事務局は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) リーダー 業務課係長
- (2) 副リーダー 西宮市水道料金システム更新業務委員会作業部会長及び副部会長、  
財務課（情報管理）職員

（参加資格要件）

第5条 プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 業務において、西宮市上下水道局指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 西宮市上下水道局指名停止基準の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないものであること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、西宮市上下水道局指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外であっても、プロポーザル方式へ参加させることができる。ただし、前項第2号の資格要件を満たしていないものを除く。

- (1) 業務において、西宮市上下水道局指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者が著しく少ない場合又はいない場合。
- (2) 西宮市上下水道局指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限らず、広く提案を求める必要がある場合。

3 プロポーザル方式へ参加する者が第16条に規定する契約締結までの間に、第1項第2号の資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

## 第2章 提案者の選定手続き

（手続開始の公表）

第6条 審査委員会がプロポーザル方式の手続を開始するときは、提案者の募集を西宮市公式ホームページへの掲載によって公表する。

（提案募集要項の交付）

第7条 審査委員会は、対象業務に関する提案募集要項を作成し、プロポーザル方式への参加を希望する者に交付する。

2 提案募集要項の交付期間は参加申込書提出日の前日までとする。

（参加申込書の提出）

第8条 プロポーザル方式に参加をしようとする者は、参加申込書等（様式第1号～4号）を審査委員会に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出期限は、前条に規定する手続開始の公表日から概ね2週間を目途に、

審査委員会が決定する。

(提案者の選定及び提案依頼)

第9条 審査委員会は、参加申込書の中から、参加資格要件を満たす者を提案者として選定する。

- 2 審査委員会は、提案者に選定通知兼提案依頼書(様式第5号)を送付する。
- 3 前項で依頼する提案書の提出期限は、提案者として選定した旨の通知を行った日から概ね4週間を目途に、審査委員会が決定する。
- 4 選定された提案者が辞退する場合は、辞退届(様式7号)を提出するものとする。

(提案者として非選定の理由説明)

第10条 審査委員会は、参加申込書を提出した者のうち、対象業務の提案者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び理由を、提案者の選定等について(様式第6号)により通知する。

### 第3章 提案者の内定から契約までの手続

(提案の採否決定)

- 第11条 審査委員会は、提出された提案について、別に定める評価基準を参考に審査し、採否を決定する。
- 2 審査委員会は、採否の決定にあたり必要がある場合には、提案者に対し、ヒアリング及びプレゼンテーションを行うことができる。
  - 3 採否の決定に際しては、提案者を原則匿名として評価する。
  - 4 第1項に規定する審査委員会の評価は、すべての提案者の提案内容について数値化して実施し、提案書、機能要件、非機能要件、価格及び総合評価として記録する。
  - 5 審査委員会は、第1項により採用した提案書の提出者(以下「内定者」という。)に対して、提案を採用した旨を、内定について(様式第13号)により通知する。また、審査委員会は、同項により不採用と決定した提案の提案者に対して、不採用の旨及びその理由を、提案の不採用について(様式第14号)により通知する。

(内定者の公表)

- 第12条 審査委員会は、前条に規定する採用結果について、速やかに公表するものとする。
- 2 前項の公表をする場合には、第6条の規定を準用する。

(内定者の失格と次順位者の繰り上げ)

第13条 内定者が第5条第3項の規定により失格となった場合には、同項の規定に該当しない者で第11条第4項の規定により記録された評価順位が次順位の者を内定者として

手続きを行うことができる。この場合において、すでに前条の規定により公表をしているときは、これを取り消し、改めて公表する。

(業務仕様の協議)

第14条 所管課長は、内定者と発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。

(契約依頼)

第15条 所管課長は、前条の規定により業務仕様内容が決定し業務の発注が整った段階で、契約管理課に契約依頼を行うものとする。

2 前項の契約依頼は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 随意契約依頼書
- (2) 選定審査票（様式第15号）
- (3) 業務仕様書
- (4) その他契約締結に必要な書類

(契約の締結)

第16条 契約管理課長は、前条の契約依頼があった後、西宮市上下水道局契約規程（昭和42年西宮市水道局管理規程第13号）において準用する西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）の規定による手続きにより、内定者と随意契約により契約を締結する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。